**山木屋地区復興拠点商業施設食堂運営業務企画提案競争実施要項**

**１　業務委託の趣旨**

山木屋地区復興拠点商業施設食堂運営業務企画提案競争実施要項（以下「本要項」という。）は、山木屋地区復興拠点商業施設（以下「とんやの郷」という。）の指定場所において、施設利用者への利便性やサービスの向上を図ることを目的とした食堂の運営業務（以下「本業務」という。）を受託する事業者を企画提案競争方式により募集するため、必要な手続き等について定める。

ただし、本業務の実施については、令和８年度の当初予算の議決を必要とし、議決された場合のみ令和８年４月１日に契約を行うものとする。なお、業務委託の期間全てにおいて同様とする。

**２　業務委託の内容**

　業務委託の内容は、「山木屋地区復興拠点商業施設食堂運営業務委託仕様書」のとおりとする。

**３　業務委託の期間**

業務委託の期間は令和８年４月１日から令和１１年３月３１日とする。

　　なお、１年度ごとに委託料の算定を行い、契約を更新するものとする。

**４　施設の概要**

（１）施　設　名　　とんやの郷

（２）施設の所在　　福島県伊達郡川俣町山木屋字日向４０番地の１

　　　　　　　　　　敷地面積７，１５９．６９㎡

（３）施設の概要

　　ア　構　造　　鉄骨造　平屋建て

　　イ　各　室　　食堂・小売店棟

（小売店、食堂（厨房含む）、多目的ホール）

　　　　　　　　　施設管理棟（情報発信コーナー、事務室、トイレ）

　　ウ　面　積　　商業施設棟　　延面積６２５．２５㎡

　　　　　　　　　　　　　うち食堂面積　６５．９９㎡

　厨房面積　３５．３０㎡　合計　１０１．３０㎡

**５　応募について**

　　本プロポーザルの応募にあたっては、以下の（１）から（３）の内容に従い応募すること。

（１）応募資格

　　　本企画提案競争に応募できる者は、次の全ての要件を満たす法人等である。

ア　川俣町内の法人、その他団体であること。

イ　「山木屋地区復興拠点商業施設食堂運営業務委託仕様書」を満たす業務の履行が確実にできること。

ウ　福島県食品衛生法施行条例（平成１２年福島県条例第８０号）別表第１に定める食品衛生責任者になることができる資格を有する者を配置すること。

エ　地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者ではないこと

オ　福島県または川俣町から指名停止措置を受けていないこと。

カ　事業者が国に納付すべき税を完納していること。

キ　事業者が所在する市町村に納付すべき税を完納していること。

ク　経営不振の状況（破産手続、更正手続、再生手続の開始がされている、または手形取引処分がなされている状況をいう。）ではないこと。

ケ　川俣町暴力団排除条例（平成２４年条例第３号）第２条第１項から同条第３項に規定する者でないこと。

コ　公共の安全及び福祉を脅かすおそれのない者や、社会的信用を損なう行為をしていない者であること。

サ　宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。

（２）事業費上限額

　　本業務の委託料は、年間９，９１０，０００円（消費税及び地方消費税を除く）を上限とする。なおこの額は、予定価格ではなく事業の規模を示すものである。

（３）企画提案競争の日程

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 日　程 | 備　考 |
| 公告 | 令和７年１０月１日（水） |  |
| 実施要項の公開  | 令和７年１０月１日（水)から令和７年１０月３１日(金)まで | 町掲示板及び町公式ホームページに掲載 |
| 質問書の受付期間 | 令和７年１０月１日(水)から令和７年１０月１４日(火)まで |  |
| 質問書への回答 | 令和７年１０月１５日(水) | 町ホームページ及びメールによる回答 |
| 参加申込書の提出期限 | 令和７年１０月３１日(金)まで |  |
| 一次審査（書類審査） | 令和７年１１月４日（火) |  |
| 一次審査結果通知 | 令和７年１１月５日(水)　※予定 | 申込者全員に文書により通知 |
| 一次審査結果の公表 | 令和７年１１月５日(水)　※予定 | 町公式ホームページに掲載 |
| 二次審査に係る質問書の受付期間回答方法 | 令和７年１１月５日(水)から令和７年１１月２０日(木)まで　※予定 | 回答は質問者のほか町公式ホームページに掲載 |
| 二次審査用提案書等の提出期限 | 令和７年１１月２１日(金)まで　※予定 |  |
| 二次審査（プレゼンテーション） | 令和７年１１月２６日(水)　※予定 | 詳細は、別途参加者に通知 |
| 二次審査結果通知 | 令和７年１１月２７日(木)　※予定 | 二次審査参加者全員に文書で通知 |
| 企画提案競争による選定結果の公表 | 令和７年１１月２７日(木)　※予定 | 町公式ホームページに掲載 |
| 運営に係る基本協定書締結 | 令和７年１２月１日(月） ※予定 |  |
| 契約締結 | 令和８年４月１日(水） |  |

（４）担当課

　　　〒９６０－１５０１

　　　福島県伊達郡川俣町山木屋字日向４０番地の１

　　　川俣町山木屋地区復興拠点商業施設（愛称：とんやの郷）

　　　担当：小林、神尾

　　　ＴＥＬ：０２４－５６３－２０２１ＦＡＸ：０２４－５６３－２０２３

　　　メール：tonya@town.kawamata.lg.jp

（５）企画提案競争の参加手続き

　　ア　応募関係資料の入手方法

　　　　本企画提案競争に関する資料・様式は町ホームページ及びとんやの郷施設管理棟にて配布する。

　　イ　応募書類の提出について

　　　　本企画提案競争に応募を希望する場合は、次の書類を提出すること。

　　　　なお、提出された書類を一次審査の書類とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 提出書類 | ①　参加　申請書（別紙「様式１」）　　　　　　　　　　　　　　　　　１部②　事業者の概要（別紙「様式２」）　　　　　　　　　　　　　　　　　１部③　参加に係る誓約書（別紙「様式３」）　　　　　　　　　　　　　　　１部④　本企画提案競争に参加する意向等表明書（別紙「様式４」）　　　　　１部　・食堂運営に対する考え方等の項目について記入する　　　　　　　　　１部⑤　国税に係る完納証明書（発行日より３ヵ月以内）※写しでも可　　　　１部⑥　市町村税に係る完納証明書（発行日より３か月以内）※原本のみ　　　１部⑦　商業登記簿謄本（発行日より３ヵ月以内）　　　　　　　　　　　　　１部　・個人の場合は身分証明書を提出⑧　決算書（直近２年間の貸借対照表、損益計算書、法人事業概況説明書）１部　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 提出方法 | 持参または郵送による。提出先は前述の担当課とし、郵送の場合は提出期限必着とする。 |
| 提出期限 | 令和７年１０月３１日（金） |
| 備考 | ・　提出書類①～③については、別紙の所定様式を使用すること。* 提出書類④～⑤について、非課税の場合は「非課税証明書」を提出する。

・　提案する内容は本要項に合致するものとする。 |

ウ　二次審査の提出書類

　　　　二次審査に参加する者は次の書類を提出すること

|  |  |
| --- | --- |
| 提出書類 | ①企画提案書（別紙「様式５」）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１部②企画提案資料(任意様式)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　７部③参考見積額調書（別紙「様式６」）　　　　　　　　　　　　　　　　　７部 |
| 提出方法 | 持参または郵送による。提出先は前述の担当課とし、郵送の場合は提出期限必着とする。 |
| 提出期限 | 令和７年１１月２１日（金） |
| 備考 | ・　提出書類①及び③については、別紙の所定様式を使用すること。・　提案する内容は本要項に合致するものとする。 |

エ　二次審査資料の提出にあたって

　　　企画提案書に添付する提案資料については、以下の内容を参考に簡潔かつ具体的に作成する。

　　　また、公平な審査のため、企画提案書は１者につき１提案とし、事業者名や会社ロゴ等の提案者を識別でき得る情報は一切記入しないこと。

　　　①商品・サービスの構成

　　　　・販売予定の商品及び価格

　　　　・販売予定のサービスの種類

　　　　・地場産品のＰＲ等の方法。

　　　②従業員の配置計画

　　　　業務責任者の配置、指揮命令系統、勤務体制等について。

　　　③従業員の雇用・研修等の具体的方法

　　　　従業員の雇用研修等の計画（「食品衛生責任者」資格取得に向けた研修含む）について。

　　　④収支計画

　　　　年間の収支予測（〇〇費など、項目ごと分かるように記載）について記載すること。

　　　⑤安全衛生管理体制

　　　　清掃計画、利用者・従業員の安全管理、食品衛生管理について、事故防止体制及び事故への対応について。

　　　⑥苦情・要望等への対応

　　　　利用者からの苦情・要望等に対する対応方法等について。

　　　⑦見積金額

　　オ　応募に関する留意事項

　　　①提出書類は、特に指定がある場合を除き企画提案書類は日本工業規格Ａ４版で全２０枚を上限とする（両面印刷の場合は１０枚を上限とする）。文章は日本語横書きとし、文字サイズは１２ポイント以上とし、簡潔かつ明瞭に記載する。また、必要な資料等の追加提出を求める場合がある。

　　　②専門的な用語については、余白等を用いて解説文を入れてわかりやすくすること。

　　　③一定の適格性を満たす応募者がないときは、本企画提案競争による選定を実施しない場合がある。

**６　審査について**

（１）基本的な考え方

　　　以下の選定主体・選定方法により最も高い評価を得た応募者を「優先交渉権者」とする。優先交渉権者とは、当業務委託の契約にあたり、本町が最も優先して交渉する者をいいます。なお、優先交渉権者と契約について合意が取れない場合は次点の者を優先交渉権者とする。以降、同様とする。

※優先交渉権者との契約を約束するものではない。

（２）選定主体

　　　選定については、別に定める「山木屋地区復興拠点商業施設小売店及び食堂運営業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。

（３）選定方法

　　　選定にあたっては、提出された企画提案書類について別表の評価基準により評価・採点する一次審査を行い、その結果選出された応募者に対し二次審査としてプレゼンテーション及びヒアリングを行い評価・採点し、最高点を得た応募者を優先交渉権者とする。

　　　なお、審査については一次審査で本業務に対する運営についての考え方や地区へ貢献することへの心構えなど、二次審査ではサービスの内容や実施体制など具体的な運営方法について審査する。

（４）応募の辞退

　　　応募者は、企画提案競争審査実施時までに参加を辞退する場合は、参加辞退届（別紙「様式７」）を窓口まで持参または郵送にて提出する。

（５）選定に関する留意事項

　　　次のいずれかに該当するときは、優先交渉権者としての決定を取り消すものとする。

　　ア　提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。

　　イ　優先交渉権者の決定までの間に、審査の公平性の確保に影響を及ぼす行為があったと認められるとき。

　　ウ　優先交渉権者の決定までの間に、応募資格に定める事項を満たさなくなったとき。

　　エ　優先交渉権者の決定までの間に、社会的信用を損なう行為等を行ったことが判明したとき。

　　オ　優先交渉権者の決定から契約締結までの間に、優先交渉権者の資金事情の変化等により、契約の履行が困難であると町長が判断したとき。

**７　その他の留意事項**

（１）参加者は、参加申込書の提出をもって実施要項等の記載内容全てに同意したものとする。

（２）二次審査への参加は、一次審査において参加決定通知を受けた者のみとする。

（３）本企画提案競争に係る一切の費用は、本件業務を実施しなくなった場合も含め、すべて参加者の負担とする

（４）提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、町長が本企画提案競争に関する報告、公表等のために必要であると認めた場合は、応募者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。また、本企画提案競争に関する情報公開請求があった場合には、川俣町情報公開条例（平成１４年条例第２号）に定める非公開情報を除き公開するものとする。

（５）原則として、提出された書類は返却しない。

（６）提出期限後の書類の差替えや再提出は原則認めない。

（７）提出された書類は必要な範囲において複製することがある。

（８）本企画提案競争は契約相手方の選定を目的に行うものであり、契約後の業務については必ずしも提案内容に沿って行うものではない。

（９）本企画提案競争における経過及びその内容等に関し、公表する事項のほかは、いかなる問い合わせにも応じない。

（１０）社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業契約を変更または中止する場合がある。この場合、参加者に対して川俣町は一切の責任を負わないものとする。

（１１）本実施要項に定めるもののほか必要な事項については審査委員会事務局が定める。

別表

【一次審査　審査項目】

|  |  |
| --- | --- |
| 審査項目 | 配　点 |
| ①食堂運営に対する基本的な考え方 | ２０点 |
| ②山木屋地区の活性化にどのように貢献したいか | １５点 |
| ③他社との差別化やセールスポイント | １０点 |
| ④事業者の運営状況について | ５点 |
| 合計 | ５０点 |

【二次審査　審査項目】

|  |  |
| --- | --- |
| 審査項目 | 配　点 |
| ①商品・サービスの構成 | ２５点 |
| ②従業員の配置計画 | １５点 |
| ③従業員の雇用方針及び研修等の具体的方法 | １５点 |
| ④収支計画 | １５点 |
| ⑤安全衛生管理体制 | １０点 |
| ⑥苦情・要望等への対応 | １０点 |
| ⑦見積金額 | １０点 |
| 合　計（最大） | １００点 |